

第 16 号議案

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例の一部を改正する条例

足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例（平成 17 年足立区条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同条第 8 号中「知的障害者」を「知的障がい者」に改める。

第 3 条第 3 号中「第 115 条の 45」を「第 115 条の 46」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

介護保険法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。